

建築一式工事 共同企業体結成条件

(1) 組合せ

市外業者（代表者）＋ 市内業者（構成員）の２業者による共同企業体を結成すること。

(2) 代表者・構成員の条件

代表者

- ① 建築一式工事に係る特定建設業の許可を有する総合評価値(P点)が1000点以上ある市外業者。
- ② 建築一式工事に対応する国家資格（大臣認定含む）を有する者を、監理技術者として施工現場に専任で配置できる者。
- ①②すべての条件を満たしていること。

構成員

- ① 建築一式工事のAランクまたはBランクに認定を受けている市内業者。
- ② 建築一式工事に対応する国家資格（大臣認定含む）を有する者を、主任技術者として施工現場に専任で配置できる者。
- ①②すべての条件を満たしていること。

※ 営業所専任技術者は、専任を要する工事現場の監理（主任）技術者を兼務できません

※ 同日に行われる条件付一般競争入札案件が２件以上ある場合、技術者を複数人配置可能であれば参加できます。

代表者および構成員は本件の入札参加申請時に、発注工種に係る総合評価値（P点）の審査を受けた有効かつ最新の経営事項審査結果通知書の写しを提出可能であること。

受注した工事がある場合でも、その工事とは別の上記技術者を配置できれば今回の工事の申請はできます。

(3) 出資比率

１構成員あたりの出資比率は２者の場合３０％を下回ってはならない。

代表者の出資比率は構成員中最大とする。

※ 共同企業体の名称は「〇〇・△△・□□特定建設工事共同企業体」とすること。

※ 共同企業体の経営形態は、共同施工方式によるものであること。